



いつでもどこでも「広報すぎと」を
閲覧可能！スマホ用アプリ「マチイロ」



生涯学習センター 町立図書館 カルスタすぎと

問合せ 町立図書館 ☎ (33) 4056

◆おはなしかい・・・入場無料 【町立図書館】

町立図書館「おはなしのへや」で、本の読み聞かせ・紙しばい・手あそび等を行います。

◇子どものおはなしかい（幼児～小学生対象）

日時 毎週土曜日 14時～14時30分
（第4土曜日は素話を取り入れています）

◇小さい子のおはなしかい（乳幼児親子対象）

日時 1月11日(水) 11時30分～12時

【西公民館】

西公民館「和室」で本の読み聞かせやブックトーク等を行います。

◇クリスマスおはなし会（クリスマスならではの絵本や紙芝居などのおはなし会）

日時 12月17日(土) 10時30分～

◇おはなしのとびら

（小学生のための読み聞かせとブックトークの会）

日時 1月14日(土) 10時30分～

◆0・1・2歳の絵本さがし・・・入退場自由
赤ちゃん絵本をテーマごとに読み聞かせ会や展示会を開催します。

1月のテーマ 「のりもの絵本」

日時 1月9日(月) 10時30分～12時

場所 町立図書館 おはなしのへや

対象 子育て中の方・子どもの本に興味のある方
（お子さま同席可）

🗓 12月の休館日 5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)

★年末年始休館のお知らせ

町立図書館／28日(水)～1月4日(水)

生涯学習センター／29日(木)～1月3日(火)

※28日(水)～1月4日(水)までは、図書館・公民館ともブックポストへの返却はできませんので、ご注意ください。返却は27日(火)まで、または1月5日(木)以降をお願いします。

★臨時休館のお知らせ

1月8日(日)は二十歳の集い開催に伴い、図書館は臨時休館します。

「杉戸町の生活と観光写真コンテスト」の作品を募集します

応募・問合せ 〒345-0036 杉戸町杉戸1-10-21
杉戸町観光協会 ☎ (32) 3719

応募作品 町内で撮影された未発表の作品。四季を通じ杉戸町の観光・宣伝に役立つ作品。

（例：自然風景、町民の生活、その他各種行事など）

※人物が入っている場合、必ず本人の了承を得てください。

応募規格 ・A4または四つ切（ワイド四つ切不可）。

・パネル台紙貼り不可。

・合成写真、組み写真は不可。

応募料 1点1,000円、2点目から500円 ※高校生以下無料
（持参または郵便為替で作品とともに郵送）

応募方法 ハガキサイズの用紙に氏名（フリガナ）、郵便番号、住所、電話番号、作品名、撮影場所を記入し、裏面にセロテープで貼り付け。

応募締切 1月27日(金)【必着】

審査発表 2月6日(月)

展覧会 応募作品は2月8日(水)～12日(日)まで「ギャラリー小径」に展示予定。

観光協会ホームページ▶



身に入むや友の絵のある喫茶店 佐々木 史女
釣り鐘の余韻波打つ鯛雲 相馬 治枝
穂穂を我等のものと鳥の群 松田 英雄
陽光に瞬きのなき捨案山子 駒田 美津子
身に入みる長き話よ雨の夜 矢仲 勝
明日納期父を手伝う夜なべかな 岡 薫子
身に入むや孤独かすめて風が行く 小野 諄子
大根を両手にもらひ帰路千歩 浜名 勇
路地裏に古き石塔ちちろ鳴く 鈴木 義雄
客去りて虫に癒やさる夜となりぬ 西松 洋子
美しく角を並べて新豆腐 野坂 潭
灯を消して思ひは千々に虫の夜 毛利 維子
廃屋を陣取つてをり虫の声 新田 雄悦

俳句

このコーナーは、公民館で活動する「光風会」「杉風会」による投句を掲載しています。

働く女性応援講座 ～ゼロから始めるパソコン講座～を開催します

そろそろ仕事を再開したいと考えている女性、初めて事務職にもチャレンジしたいと思っている女性、パソコンスキルや経験がなくて、再就職に踏み切れない女性のみなさん、ゼロから一緒に学びましょう。4回の講座に加えて、自主的に予習、復習する日を4回設けています。パソコンにたくさん触れて、慣れていきましょう！

日時 2月1日・8日・15日・22日 各水曜日
13時30分～16時30分

場所 生涯学習センター パソコン指導室

対象 町内在住・在勤の働いている女性の方、働きたいと思っている女性の方（原則として4回参加できる方）

定員 10名（申込順） 費用 無料

申込期間 12月20日(火)～1月20日(金)

講師 すぎとITボランティアの会

自主トレ日は自由参加です！

自主トレ日 2月7日・14日・21日・28日
各火曜日 9時～12時

詳細は町ホームページをご覧ください▶



LGBT講演会「性の多様性ってどういうこと？ ～多様性を認めて誰もが生きやすい社会へ～」を開催します

問合せ 人権・男女共同参画推進課 内線217

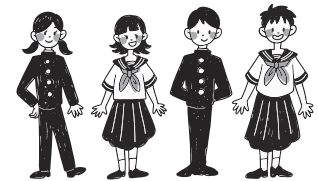
LGBTという言葉を知ったことはありますか？日本では、「11人に1人」が、LGBT（性的マイノリティ）だといわれています。性の多様性について学び、理解を深めましょう。

日時 12月18日(日) 10時～11時30分（受付 9時30分～）

場所 すぎとピア 多目的ホール

講師 小泉涼さん（ダイバーシティ信州 会長）

その他 事前の申込は不要です。



人権それは愛 「合理的配慮」をご存知ですか？ ～共生社会の実現のために～

合理的配慮という言葉を知ったことはありますか？

合理的配慮とは、障がいのある人が社会の中で出会う困りごと・障壁を取り除くための調整や対応のことです。合理的配慮の例としては、段差があって入れないお店や電車でスロープなどを使って補助することや視覚障がいのある人のために拡大文字や点字で資料を作成したり、読み上げて伝えたりするなどが考えられます。その内容は、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、国及び地方公共団体や事業者に対して、障がいのある人から対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これを合理的配慮の提供といいます。また、2021年にこの法律が改正され、それまで努力義務だった事業者の合理的配慮の提供が法律の公布から3年以内に義務化されることになりました。

社会全体として合理的配慮の提供が当たり前になることにより、全ての人が尊重され、障がいのある人となない人が、お互いに理解しあっていくことが共生社会を実現させていくのではないのでしょうか。皆さんも合理的配慮について、できることを考えてみませんか。

障害者基本法では、12月3日から9日までを障害者週間と定めています。また、埼玉県では12月4日から10日まで「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」としています。

問合せ 社会教育課 人権教育担当 内線482／人権・男女共同参画推進課 人権担当 内線217